

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	A I J 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	保険業法、信託業法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
費用の分析	① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
	⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし	※	
	⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《行政費用に係る参考情報》

○ 当省の照会

6. (2) ① (ア) 及び (イ) において「遵守状況を確認するための費用」とありますが、具体的にどのような費用が発生するのか、遵守状況の確認の手段等を御教示下さい。

○ 金融庁の説明

(ア) 保険業法上、必要があると認めるときに金融庁は保険会社に対する報告徴求及び立入検査を行うことができるとされており（保険業法第128条、第129条）、これに基づいて生命保険会社が保険契約者に対して運用報告書を交付しているかを確認することとなる。なお、代替案の場合、運用実績連動型保険契約に比して全ての保険契約の件数が膨大であることに鑑みれば、上述の確認手段を用いる結果、その遵守状況を確認するための費用が膨大になり本案を上回ることが見込まれる。

(イ) 信託業法上、必要があると認めるときに金融庁は信託会社に対する報告徴求及び立入検査を行うことができるとされており（信託業法第42条）、これに基づいて信託会社が厚生年金基金等の顧客に対して信託財産状況報告書を交付しているかを確認することとなる。

《代替案との比較に係る補足説明》

○ 当省の照会

費用と便益の関係について、本件規制と代替案との比較を実施しており、当該比較の分析結果について、「代替案においては、遵守費用及び行政費用が本案を上回るものの、便益は本案と同等と見込まれる。」と記載されているが、全ての保険契約について運用報告書の交付を義務付けることによって、厚生年金基金等の顧客が本案と比してより問題を発見しやすくなることも考えられるため、便益が本案を上回る可能性もあることから、この点を踏まえて適切に説明した上で、本件規制と代替案との比較考量を行う必要がある。

○ 金融庁の説明

保険契約のうち運用実績連動型保険契約については、他の保険契約と異なり、当該保険契約に関する資産運用リスクを保険契約者が直接的に負っているため、運用状況の虚偽報告等が保険契約者に甚大な被害を与えるおそれがあることから、従来の保険会社の業務運営に関する措置として求めていた運用報告書の位置付けを見直し、投資一任業者等と同様、その交付を直接義務付けることとしたもの。

一方、他の保険契約についても、虚偽の運用報告等を防止し、運用にかかる問題を発見しやすくする観点からは、運用実績連動型保険契約と同様に運用報告書を義務付けるという代替案が考えられるが、他の保険契約は運用実績連動型保険契約と異なり、予め保険契約者等に支払われる保険金額が契約時に定まっており、保険会社の運用如何に関わらず、その受け取る保険金額に変動はなく、保険契約者が当該保険契約に係る資産運用のリスクを直接的に負っているものではない。そのため、保険契約者は保険会社の運用状況を確認するインセンティブが働かず、実効性は乏しいと考えられる。また、報告すべき運用状況についても上記のような保険契約の性質に照らせば、保険会社のポートフォリオ全体を報告することになるが、当該内容はすでにディスクロージャー誌等に掲載されており、改めて運用報告書を送付させる必要性に乏しいと考えられる。

このように、当該保険契約に関する資産運用リスクを保険契約者が直接的に負っていない保険契約にまで当該規制を課すことは、遵守費用及び行政費用が本案を上回るにもかかわらず、保険契約全体に当該規制を課しても、その実効性と必要性を踏まえれば便益の観点では本案とあまり変わらないことが予想され、また、費用の観点では保険会社に多大な遵守費用が発生するため、保険契約者の支払う保険料に添加されることが予想されるほか、上述のとおり、多大な行政コストを発生させることも考えられる。したがって、費用と便益の総合的に勘案すると、本案のほうが優れていると考えられる。